

道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例

(令和6年2月29日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき廃棄物を適正に処理するため、道央廃棄物処理組合が管理運営する廃棄物焼却施設(以下「施設」という。)で行う廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称、業務区分及び位置は、次のとおりとする。

名称	業務区分	位置
道央廃棄物処理組合焼却施設	ごみ焼却処理	千歳市根志越2533番地の1

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及び道央廃棄物処理組合規約(平成26年2月18日市町村第1458号指令)において使用する用語の例による。

(技術管理者の資格)

第4条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅)

令第 61 号) に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(施設で処理することができる廃棄物の範囲)

第 5 条 施設で処理することができる廃棄物は、関係市町の区域内において排出される廃棄物とし、受入基準については、規則で定める。

(廃棄物を搬入できる者)

第 6 条 施設に廃棄物を搬入できる者(以下「搬入者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 関係市町の長

(2) 関係市町の委託を受けて廃棄物の収集運搬をする者

(3) 関係市町の長又は北海道知事の許可を受けて業とする者

(4) 関係市町の区域内で発生した廃棄物を自ら搬入する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が特に認める者

(搬入できない廃棄物)

第 7 条 施設に搬入できない廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 有害性、感染性、危険性若しくは引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの若しくは特別管理一般廃棄物に指定されているもの又はこれらのものが混入しているもの

- (2) 処理業務を困難にし、又は施設を損なうおそれのあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めるもの
(搬入の制限等)

第8条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設への廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

- (1) 施設の業務を妨害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は施設内の設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) 法令又はこの条例若しくは規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、時限又は日限を定めて廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

(施設利用者の義務)

第9条 搬入者その他施設を利用する者は、管理者の指示に従い、施設を清潔、かつ衛生的に利用しなければならない。

(損害賠償)

第10条 施設又は施設内の設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がその損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。